

随意契約理由書

工事名 長原遺跡発掘調査に伴う機械掘削等工事（その2）

本工事は、大阪府警察本部（以下、府警本部という。）より依頼を受け、平野警察署川辺交番撤去工事・新築工事における埋蔵文化財発掘調査のための機械掘削等工事を行うものである。

府警本部より地域の安全面を考慮し、交番の建替期間を極力短くするため、令和4年度中に既存の交番を撤去し、令和5年度早々に新築工事を着工するために、本工事は令和4年度中に完成するよう要請を受けている。

本工事の発注に際し、条件付一般競争入札により令和4年10月5日に公告し、同月25日に開札を行った結果、一者応札のため入札執行が取止めとなった。

この結果を受け、再度入札を実施した場合、着工が約1ヶ月遅れることとなり、令和4年度の工事完成が困難となることから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うものである。